

Institute for Advanced Research, Nagoya University



名古屋大学高等研究院

金融システム研究プロジェクト・ニュースレター

(発行責任者：大学院経済学研究科教授 家森信善)

E-mail:yamori@soec.nagoya-u.ac.jp

[新聞寄稿論文の紹介]

「東海地域の預金金利」



高等研究院のプロジェクトの一環として、『中部経済新聞』に連載している「東海金融の明日を考える」の第10回の原稿が、2004年2月2日に掲載されました。

前回は、東海地域の貸出金利の水準について説明しましたが、今回は預金金利面での特徴を分析しています。その結果、東海地域の預貸利鞘が平均的に小さいことが明らかになりました。その全文を以下でご紹介します。

預金金利にも名古屋金利はあるか？

東海地域の金融機関の貸出金利が、全国平均と比べてかなり低いことをこれまでに述べてきた。当地域の企業の信用リスクが小さいこともその理由の一つではあるが、それだけでは完全にその金利格差を説明することは難しそうである。

金融機関の経営の立場からいえば、資金調達コストが低ければ、低い貸出金利でも満足かもしれない。株式会社である銀行の場合にはこのような議論は受け入れにくい。相互扶助を原則にする協同組織金融機関では、こうした行動は必ずしも非合理ではない。もしかしたら、東海地域の貸出金利の低さは預金金利の低さに起因しているのかもしれない。

そこで、今回は、東海地域の預金金利の水準を全国と比較してみることにしよう。

静岡金利？

まず、日本金融通信社が調べている1年もの大口定期預金(元本1000万円以上)の店頭提

示金利(2003年3月31日現在)を比較してみることによろう。

この調査では、銀行、信用金庫、農協、労働金庫、郵便局など全国の276の金融機関の金利を調べている。その平均値は0.036%で、最高値は0.5%、最低値は0.015%であった。

最高金利を付けていたのはイーバンク銀行で、続いて、オリックス信託銀行(0.4%)、ソニー銀行(0.32%)、ジャパンネット銀行(0.1%)の順となっており、上位はインターネット銀行などの新しいタイプの銀行ばかりである。

一方、最低金利を付けていた金融機関は、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、浜松信用金庫の5社でいずれも静岡県の金融機関である。その他、静岡県の多くの信用金庫が0.02%という最低に近い金利を付けており、預金金利の場合は静岡金利が存在しているようである。

東海3県の銀行および信用金庫はすべて0.03%の金利を提示していた。これは平均値よりは低いが、中位値(メディアン)であり、特別に低い水準ではない。

実際の支払金利

ただし、店頭金利の解釈の難しいところは、その金利で実際に預金が集まっているかどうかわからないという点である。店頭での交渉で金利の上乗せがあったり、実際には集める気がないためにわざと非常に低い金利を付けているだけかもしれない。また、サンプル調査なので、域内のすべての金融機関の金利が利用できるわけではない。

そこで、実際に支払っている金利という意味で、2003年3月期の貸借対照表上の預金・積金残高(D)と、損益計算書の支払預金利息(I)とを使って、 $I \div D$ を計算することにした。た

だし、Dからは金利の付かない当座預金の計数を控除している。

この推計方法によって、326の信用金庫に関して計算した平均預金金利の分布状況は、図に示したとおりである。図では、0.01%刻みで信用金庫の平均預金金利の分布を示している。0.06%から0.12%の間に235の信用金庫(全体の70%)が集中しており、貸出金利ほどの金利差はない。

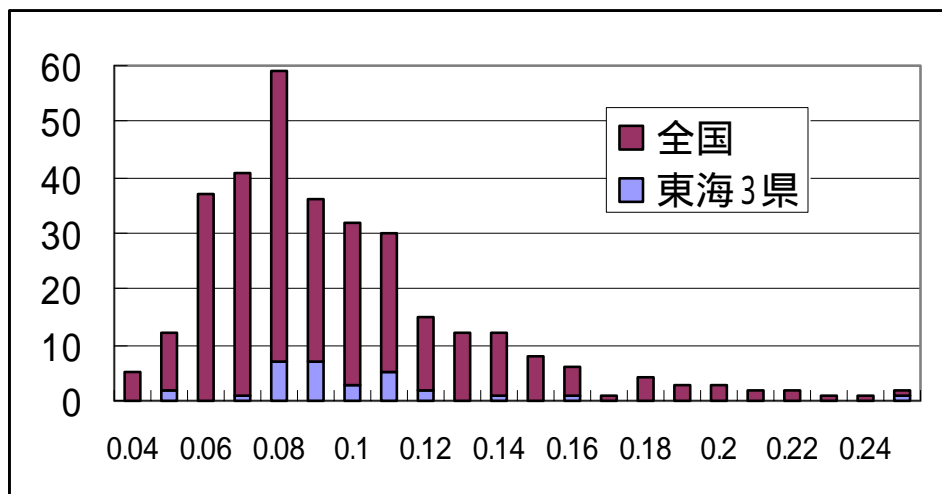
最も高い金利が大阪商工信金の0.376%であり、2位が0.264%のたちばな信金(長崎)で、3位に三重県の津信金(0.260%)が入っている。津信金は「金利に勝るサービスはない」というキャッチフレーズのもとで独自の経営展開を図っていることで知られているが、全国でも有数の高い金利を支払っている。

逆に、低い方から3社を書き出すと、1位が掛川信金の0.044%、2位が伊勢崎太田信金(群馬)の0.046%、3位が浜松信金の0.047%となっている。このように、預金金利の低いところには、静岡県の金融機関が多数登場している。なお、東海3県で最も低いのは、10位の津島信金(0.055%)である。

全国と東海地域を平均レベルで比較すると、全国では0.08%台が多く、次に多いのは0.07%台であるのに対して、東海3県の場合は、0.08%台が最も多く、次に多いのは0.09%台である。

このように、東海地域(愛知、岐阜、三重)の貸出金利は全国平均よりもかなり低いが、預金金利の方はそうでもない。このことは、東海地域の信用金庫の預貸利鞘は他の地域に比べて小さいことを意味する。厳しい収益環境にもかかわらず、東海地域の金融機関の破綻がそれほど頻繁に起こらなかった理由については、次回以降で検討したい。

全国の信用金庫の平均預金金利（2002年度の実現ベース）の分布状況



(注) 異常値とも言える 0.25% を超える 2 つの信用金庫を除いている。

[新聞寄稿の紹介]

「金融機能強化法をどう評価するか」

政府は2004年2月6日に、地域金融機関への公的資金の機動的な資本注入を可能にする金融機能強化法を国会に提出しました。総額8.6兆円の公的資金を注入した金融早期健全化法が失効してからは、金融危機対応制度に基づく資本注入が唯一の方法となっていました。これは金融危機の場合にのみ発動できる非常手段で、2003年6月にりそな銀行に対して適用されただけです。金融システム危機を防ぐために資本注入が必要な場合があるのは確かです。こういった非常手段はアメリカでも認められています。金融機関が自らの責任で増資をして危機に対応するのが本来の姿ですが、金融危機の発生時には、銀行は適正な条件で増資をすることが困難になるからです。しかし、金融機能強化法案のように、金融危機以外の時に資本注入を認めるべきかについては、意見が分かれています。この新法案について、『中日新聞』(2004年2月7

日)に次のような趣旨の寄稿を行いました。

今回の新法には次のような効果が期待されている。銀行の自己資本が増えれば、銀行の貸出が増加し、貸し渋りも解消する。銀行に十分な体力がつけば、不良債権の処理を加速化できる。公的資金を呼び水にして、金融機関の再編を政策誘導できる。

しかしながら、公的資金は副作用の多い薬と同じで、多くの問題点を持つ。経営に失敗しても政府が助けてくれるなら、銀行は努力しなくなったり、過度に危険な経営を行いかねない。

資本注入のコストを他の金融機関が負担することになると、健全な金融機関の足を引っ張ることになってしまい、金融システム全体としての健全性が向上するとは限らない。公的資金を注入する以上、国の関与を強めなければならないが、民間の行動を制約しすぎると、持続的

な収益力向上が難しくなる。早期健全化法による資本注入を受けたりその銀行や足利銀行の再生が失敗したように、過去の資本注入は一時しのぎにすぎなかった。

以上の問題点以外に、筆者は新制度の目的そのものに、次のような疑問を持っている。貸し渋り対策には信用保証制度の拡充の方が直接的な効果を持ち、公的資金の注入は間接的な効果しか持たない。不良債権の処理は貸出先の状況に応じて行うべきもので、もし銀行の体力に応じて不十分な処理しか行われていないのなら、厳格な検査によって是正させていくべきである。合併はいくつも起こっているが、金融機関の再編が収益力向上に本当につながるのか

<その他の2月の活動>

(1) 海外機関でのワーキングペーパーの刊行

ドイツ・ミュンヘン大学の付属研究所であるCESifoから、"Determinants of Voluntary Bank Disclosure: Evidence from Japanese Shinkin Banks"というタイトルのワーキングペーパーを刊行しました(CESifo Working Paper no. 1135)。これは、サンフランシスコ連邦準備銀行のMark Spiegel氏との共著です。

(2) 新聞でのコメント

『読売新聞』(2月4日)に、名古屋市信用保証協会の赤字転落に関連して、信用保証事業の在り方についてコメントしました。現在のように100%保証する制度は、金融機関のモラルハザードを招きやすく、改善する必要があると強調しました。記事の全文は、読売新聞社のweb(http://chubu.yomiuri.co.jp/news_top/040204_1.html)で見ることができます。

(3) 新聞への寄稿

『日本経済新聞』(2004年2月10日)の「経済教室」欄に、「地域金融・中小企業貸出の強化」

疑問である。

このように新法案は評価の分かれる難しい問題で、新制度の必要性について検討した金融審議会が昨年夏に両論併記の報告書しかまとめられなかったほどである。それだけに国会での十分な審議が必要である。その際、私たち国民が新制度の是非について判断するためには、金融システムの状況や政策コストを正確に知ることが不可欠で、当局による情報開示がきわめて重要である。さらに、かりに法案が成立した場合、弊害の少ない注入の仕方を選ぶべきであり、りそな銀行の場合のように株主の責任を問わないといった誤りは避けなければならない。

というタイトルで寄稿しました。ここでは、次のような趣旨の議論を展開しました。

「今国会で政府は銀行への公的資金の予防的注入を可能にする金融機能強化法の成立を目指している。しかし、公的資金だけでは、中小企業貸出を担う地域金融の機能を強化できない。中小企業の信用情報の充実という視点で、証券化や公的信用保証制度の改善などの政策を展開していくべきである。」

(4) 金融時事用語集への寄稿

金融ジャーナル社から『金融時事用語集』の2004年版が刊行されました。私は、「総代制度の見直し」という項目を執筆しました。

(5) 研究助成金の受給決定

「地域金融システムと中小企業金融機関に対する規律付け」という研究題目で、日本経済研究奨励財団の2003年度奨励金に応募していました。このたび、交付決定の通知がありました。なお、『日本経済新聞』(2月22日)に、決定者リストが掲載されました。本研究は、近藤万峰氏(名大助手)との共同研究です。